

表－1 水質検査体制

公営の水道事業及び水道用水供給事業者

(令和3年3月現在)

検査機関の名称	事業開始年度	構成事業者名	事業者数
仙台市水道局水質検査センター	S 57	仙台市 (検査委託事業者(委託元)) 塩竈市 松島町 名取市 七ヶ浜町 富谷市 利府町 川崎町	8 (4市4町)
大崎市上下水道部	H 18	大崎市 (検査委託事業者(委託元)) 涌谷町 大和町 大衡村 大郷町 色麻町 加美町 美里町	8 (1市6町1村)
栗原市上下水道部	H 17	栗原市	1(市)
登米市水道事業所	H 17	登米市	1(市)
気仙沼市ガス水道部	H 22	気仙沼市	1(市)
石巻地方広域水道企業団	S 62	石巻地方広域水道企業団	1(企業団)
岩沼市外一市四町水道水質検査センター (協議会)	S 53	角田市 丸森町 山元町 岩沼市 亘理町 蔵王町	6 (2市4町)
※登録検査機関		白石市 多賀城市 七ヶ宿町 柴田町 大河原町 村田町 女川町 南三陸町	8 (2市6町)
		県企業局 (仙南・仙塩広域水道事業、大崎 広域水道事業)	2(県企業局)

民営の簡易水道事業及び専用水道

(令和3年3月現在)

区 分	検査機関	備 考
民営簡易水道	登録検査機関	涌谷町(4組合)
専用水道		仙台市(59施設), 仙台市以外(38施設)

※登録検査機関・・・水道法第20条第3項の規定に基づく水質検査を受託できる者として、厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。

(参考)

最新の登録検査機関リストは、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課ウェブサイトで確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>